



2026 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘 5 番 3 号
コ ー ド 番 号 7 9 8 8 (東京証券取引所プライム)
代 表 者 名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責 任 者 名 執行役員 最高財務責任者 檜原 稔
(TEL 03-5476-4853)

特別奨励金スキーム（自己株式処分型）の導入について

当社は、2026 年 10 月 30 日、当社の中長期的な株主価値に対する当社及び当社子会社従業員（以下、「従業員」といいます。）のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン（以下、「本スキーム」といいます。）の導入を決定いたしました。

本スキームは「ニフコ従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）を通じて当社の発行する普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を本持株会の会員（以下、「対象会員」といいます。）に対し、特別奨励金として付与するもので、持株会に対する第三者割当の方法によるものです。第三者割当につきましては、本日付「従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

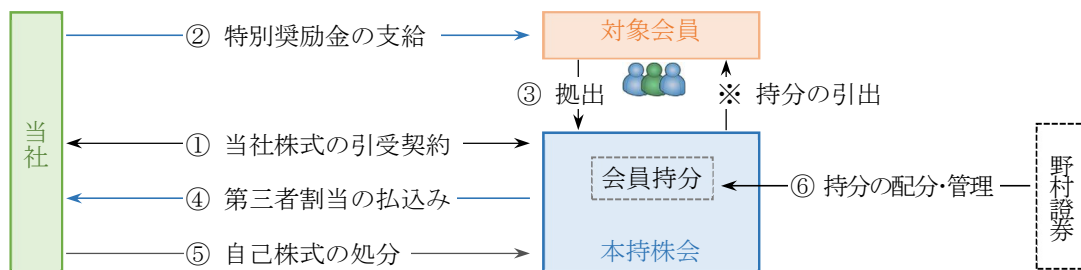
記

1. 本スキームの目的

当社及び当社子会社は、従業員が当社株式の保有を通じて資産形成を成し、勤労意欲を向上させることを企図して、会員に奨励金を付与しております。今般、この考え方を更に推し進め、対象会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を割り当てることといたします。

本スキームは、従業員の経営参画意識の高揚を図るとともに、当社の中長期的な株主価値に対するモチベーション向上を企図したものです。本日以降、本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有することにつながると考えております。

2. 本スキームの仕組み（子会社の記載は省略しています。）



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
- ② 当社は、対象会員に当社株式付与のための特別奨励金を支給します。

- ③ 対象会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は対象会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割り当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託する野村證券株式会社を通じて、本持株会内の対象会員の持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は割り当てられた当社株式を対象会員名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入に伴い、本日開催の取締役会において、保有する自己株式 9,045,232 株（2026 年 10 月 7 日現在）（注 1）のうち 132,000 株（約 31,475 万円相当）を持株会へ処分することを決議いたしました。割当先となる持株会の概要は次のとおりです。

- （1）名称： ニフコ従業員持株会
- （2）所在地： 東京都港区芝 5 丁目 36 番 7 号
- （3）理事長： 土屋 務
- （4）保有株式数： 2,475,522 株（2026 年 9 月 30 日現在）（注 2）
- （5）保有比率： 1.23%（発行済株式総数に対する比率）（注 2）

（注 1）当社は、2026 年 9 月 29 日付「自己株式の消却に関するお知らせ」にて公表したとおり、会社法第 178 条の規定に基づき、2026 年 10 月 7 日付で自己株式 19,609,228 株を消却しております。

（注 2）2026 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって、同年 10 月 1 日を効力発生日として株式分割しております。よって、2026 年 9 月 30 日現在の保有株式数を 1 株につき 2 株の割合で計算・表示しております。保有比率については、当該株式分割を反映した発行済株式数及び保有株式数に基づき算出しております。

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券届出書を本日付で提出しております。有価証券届出書に記載しました処分株式数（募集株式数）は、本スキームの対象となり得る当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の全てが本持株会に加入した場合の上限株数を想定しております。本持株会は、本日開催予定の本持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて対象従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員もしくは退職退会者などが若干名生じますので、対象者は上限株数の想定より少なくなる可能性があります。また、上述の通り、対象者数が確定した場合の処分株式数（募集株式数）及び処分総額（払込総額）等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

以上